

第3期高萩市障害者計画

第1章 高萩市障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域共生社会の実現

高齢化、人口減少、核家族化や生活様式の多様化等により、地域や家庭等を取り巻く環境は変化し、地域における支え合いの基盤が弱まってきています。多くの地域社会で社会経済の担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題が顕在化しています。また、障害福祉や高齢福祉、子育て支援といった公的支援についても、近年は様々な分野の課題が関係して複雑化し、複数分野の課題を抱えての複合的な支援が求められています。

本計画は、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を基本理念とし、その実現を目指します。

2 基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、社会経済情勢の変化や障がいのある人のニーズを考慮して、本計画においては、次の5つの基本的視点に基づき施策を体系化します。

視点1 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保

視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ¹の向上

視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

視点4 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

視点5 PDCAサイクル²等を通じた実効性のある取組の推進

¹ アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

² PDCAサイクル：「PLAN(計画)」「DO(実行)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」の頭文字をとったもので、計画から改善までを一つのサイクルとして業務の効率化を目指す手法の一つ。

3 基本目標

基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の9つを基本目標とします。

基本目標 1

思いやりとコミュニケーションの推進【啓発・広報】

基本目標 2

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止【権利擁護】

基本目標 3

一人ひとりにふさわしい教育環境の推進【教育・育成】

基本目標 4

生きがいを持った暮らしの推進【雇用・就労】

基本目標 5

心豊かな暮らしの推進【芸術・スポーツ】

基本目標 6

健康で生き生きとした暮らしの推進【保健・医療】

基本目標 7

自立した生活を支援する福祉の充実【生活支援】

基本目標 8

安全で安心して暮らすことのできるまちの推進【生活環境】

基本目標 9

防災、防犯等の推進【防災・防犯】

4 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	SDGsとの関係
地域共生社会の実現	基本目標 1 思いやりとコミュニケーションの推進 【啓発・広報】	1 啓発・広報活動の推進 2 情報のバリアフリー化 3 ボランティア活動の推進 4 福祉教育の推進	
	基本目標 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 【権利擁護】	1 権利擁護の推進 2 障がい者の虐待防止	
	基本目標 3 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進 【教育・育成】	1 早期教育の充実 2 特別支援教育の推進 3 交流教育の推進	
	基本目標 4 生きがいを持った暮らしの推進 【雇用・就労】	1 雇用・就労の促進 2 福祉的就労の促進	
	基本目標 5 心豊かな暮らしの推進 【芸術・スポーツ】	1 文化活動への参加の促進 2 スポーツ・レクリエーション活動の促進	
	基本目標 6 健康で生き生きとした暮らしの推進 【保健・医療】	1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療 2 医療の充実	
	基本目標 7 自立した生活を支援する福祉の充実 【生活支援】	1 生活支援体制の整備 2 生活の安定	
	基本目標 8 安全で安心して暮らすことのできるまちの推進 【生活環境】	1 福祉のまちづくりの推進 2 移動・交通対策の推進	
	基本目標 9 防災、防犯等の推進 【防災・防犯等】	1 防災・防犯対策の推進 2 感染症対策の実施	

第2章 施策の実施と方向性

基本目標1 思いやりとコミュニケーションの推進

【啓発・広報】



障がいの有無にかかわらず、お互いが特別に区別されることなく、ともに認め合い、支え合いながら、社会生活を共にしていくために、障がい及び障がいのある人を理解するための啓発・広報を始めとする様々な活動に取り組みます。

評価指標	現状値	目標
【実績】障がい者サポーター養成講座の開催数	2回	5回
【アンケート】ボランティア活動に参加したことがない理由が、「活動の内容や参加方法が分からないから」という市民の割合	28.3%	25.0%
【実績】小中学校の総合的な学習の時間や職場体験学習での福祉施設への訪問	高齢者の施設のみ	すべての福祉施設

1 啓発・広報活動の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

アンケートでは、「ノーマライゼーション¹の考え方」についての市民の理解度や実践が「進んでいる」（非常に進んでいる、ある程度進んでいる）と回答した人の割合は11.0%と少数となっています。

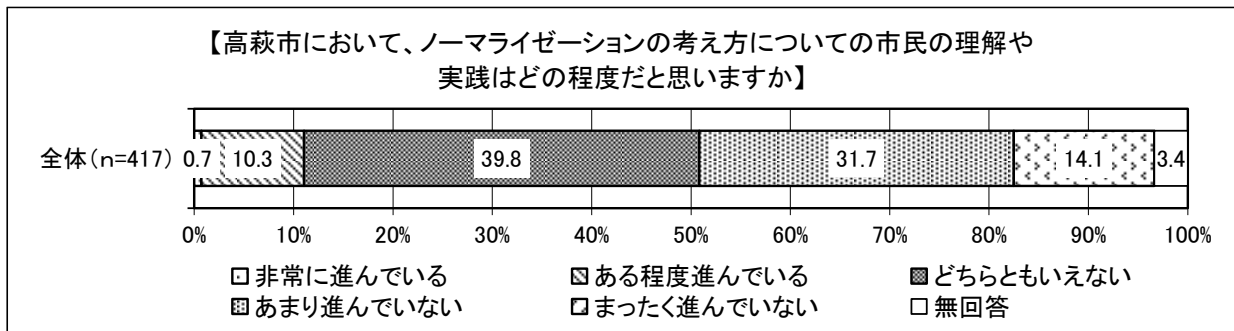
障がいに対する理解を促進するため、啓発・広報活動の拡充を図り、市民一人ひとりがその責任と役割を自覚できるようにしていきます。

※評価指標の見方

評価指標	現状値	目標
【実績】障がい者サポーター養成講座の開催数	2回	5回
【アンケート】ボランティア活動に参加したことがない理由が、「活動の内容や参加方法が分からないから」という市民の割合	28.3%	25.0%

令和元年度の実績です。
 令和2年度に実施したアンケート調査結果です。
 令和8年度の目標値です。

¹ ノーマライゼーション: 障がい者を特別視するのではなく、障がいの有無に関わらず、誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のこと。

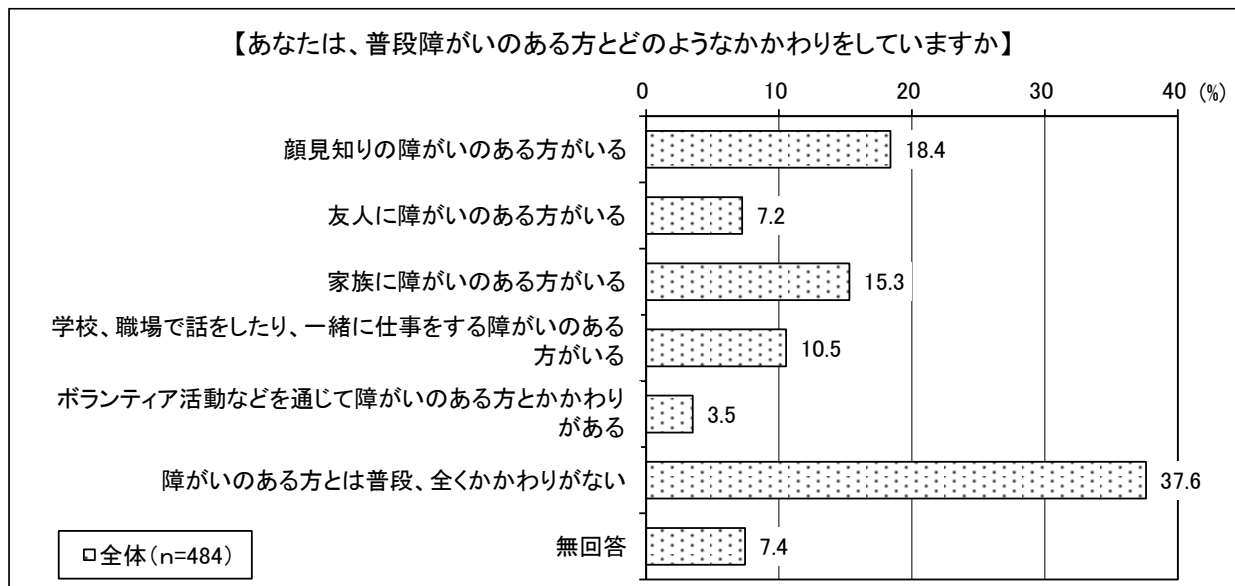


施策・事業名	今後の方向性
啓発・広報活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいの理解につながる情報を「市報たかはぎ」及び「市ホームページ」に掲載し、理解の促進を図ります。 ◆「障がい者サポート養成講座」を開催し、障がいのある人及び障がいについての理解の促進を図ります。 ◆ヘルプマーク¹の周知に努めます。

(2) 体験・交流事業の推進

アンケートでは、「障がいのある方とは普段、全くかわりがない」と回答した人の割合は37.6%で、市民の約3人に1人の割合でした。

障がいについて理解し、相手を思いやる心を醸成するため、より多くの市民と障がいのある人がふれあう機会をつくり、障がいのある人とない人、または障がいのある人同士の交流を促進します。



施策・事業名	今後の方向性
交流・ふれあい活動の推進	◆「障がい者の集い」等、各種の行事の場において、障がいのある人とない人との交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。

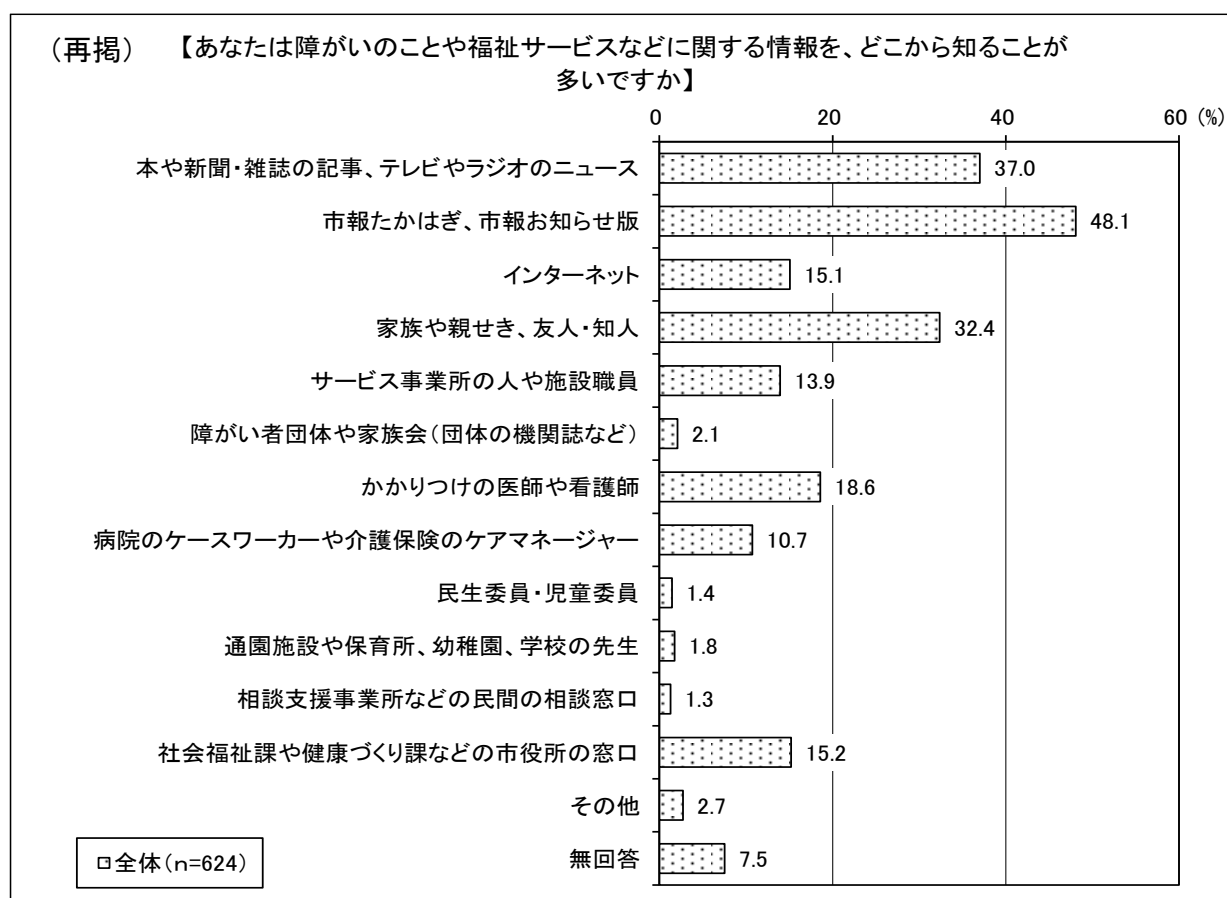
¹ ヘルプマーク：外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

施策・事業名	今後の方向性
交流・ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種イベントや講座等では、障がいのある人も参加することを前提とし、会場のバリアフリー対応、募集時の確認等必要な配慮、対応を行います。 ◆障がいのある人同士の交流事業等に対し、活動費の補助等の支援を行います。

2 情報のバリアフリー化

(1) 情報提供の充実

アンケートでは、障がいのある人の障がいや福祉に関する情報の入手先として「市報たかはぎ、市報お知らせ版」を挙げた人の割合が48.1%と最も高く、重要な情報源となっています。障がいの特性や目的に応じた分かりやすい情報提供に努めます。



施策・事業名	今後の方向性
情報のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市報たかはぎ・市報お知らせ版のほか、ホームページやSNS及びコミュニティFM放送を活用した情報発信を推進します。また、視覚障がいのある人を対象に市報たかはぎの音声・点字化を行っています。 ◆障がいの特性に応じて様々な情報機器(日常生活用具:ポータブルレコーダー、拡大読書器等の支給)を活用し、効果的な情報の提供を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、社会参加の際に必要な各種通訳者等の派遣を行います。

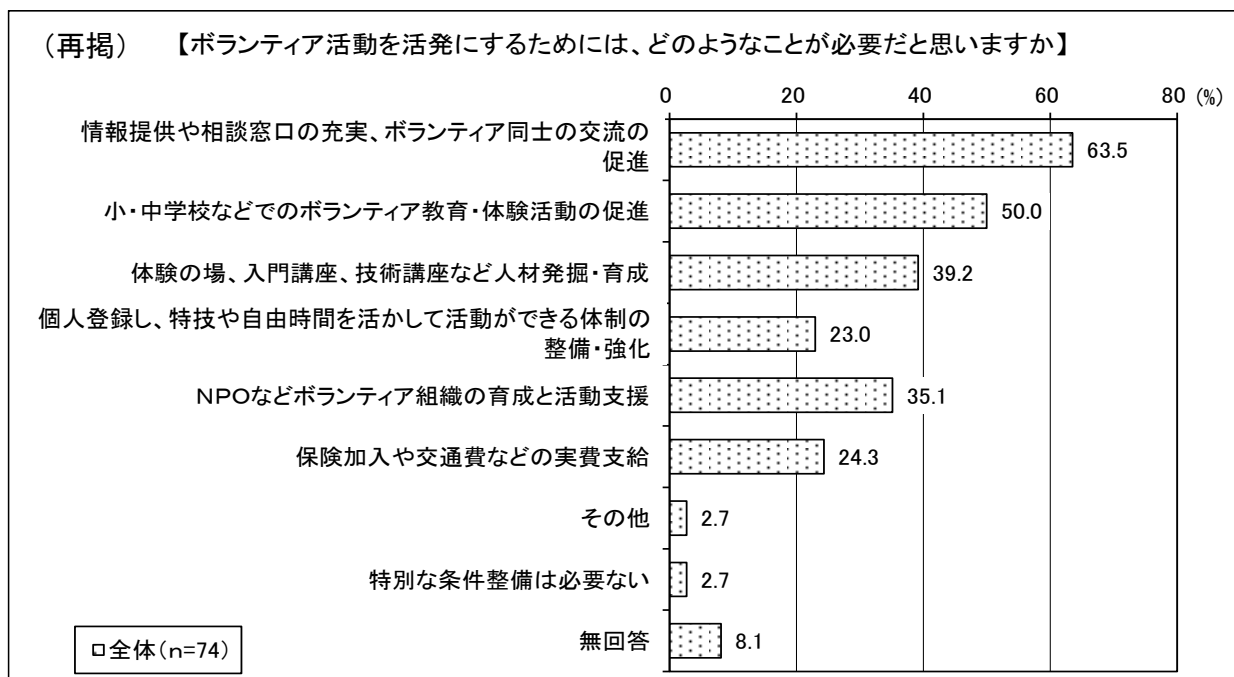
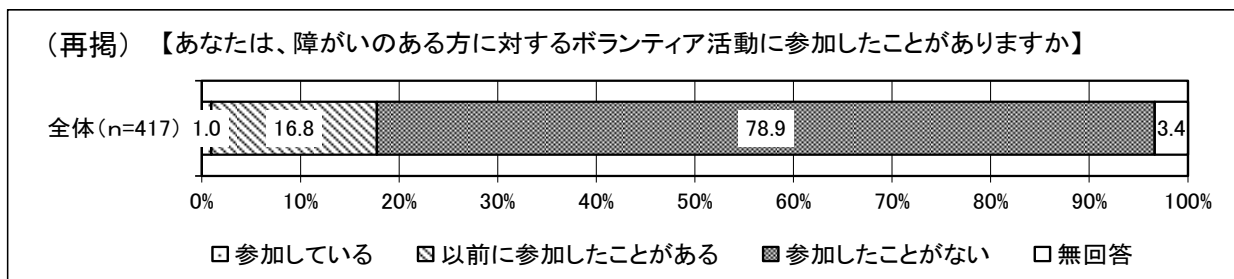
施策・事業名	今後の方向性
コミュニケーション支援の充実	◆障がいのある人が参加するイベント等における手話通訳者等の各種通訳者の派遣（意思疎通支援事業）を支援します。

3 ボランティア活動の推進

人々は、ボランティア活動を体験することにより、さまざまな人との交流を通し、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がい及び障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会です。また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、その人自身の社会参加の促進につながります。

アンケートでは、「障がいのある人に対するボランティア活動」に「参加している」は1.0%、「以前に参加したことがある」が16.8%と少数であり、「ボランティア活動を活発にするために必要なこと」では「情報提供や相談窓口の充実等」（63.5%）や「小・中学校などでのボランティア教育・体験活動の促進」（50.0%）が上位にあげられています。

本市では、社会福祉協議会内に「ボランティアセンター」が設置されており、ボランティア活動の拠点として、登録団体の活動を支援するほか、ボランティアに関する相談や講座・研修会の開催等に取り組んでいます。

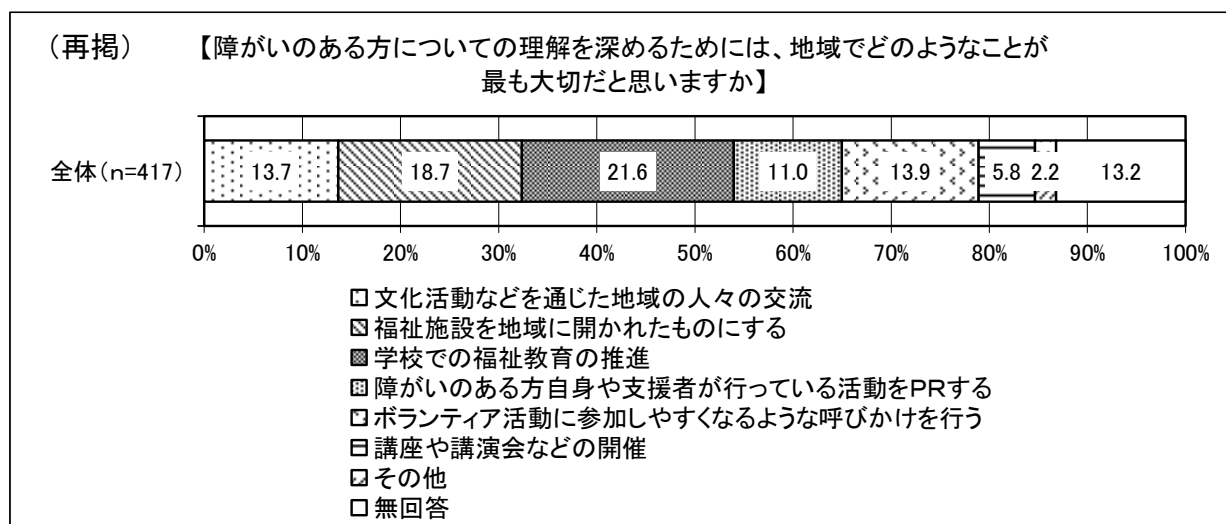


施策・事業名	今後の方向性
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆点訳奉仕員、音訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等福祉ボランティアの育成に努めます。 ◆ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進し、ボランティア活動状況等の情報提供に努めます。 ◆小・中学生福祉体験学習や高校生会等若年層を中心にボランティア活動に対する理解を深める機会を確保し、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 福祉教育の推進

アンケートでは、「障がいのある人についての理解を深めるために大切だと思うこと」は、「学校での福祉教育の推進」と回答した人の割合が21.6%と最も高い比率となっています。

学校教育や生涯学習の場において、障がいについて理解するための体験学習や交流学习の充実に努めます。



施策・事業名	今後の方向性
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小・中・高等学校において、総合的な学習の時間等を活用したボランティア活動や体験学習を通じ、教育現場での福祉教育の推進を図ります。 ◆障がい者サポート養成講座を開催し、障がいのある人及び障がいについての理解の促進を図ります。(再掲)
生涯学習による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉施設における体験学習を推進します。 ◆障がいをもつ当事者等の講演や福祉講座を実施し、障害福祉についての理解を深めます。

基本目標2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



【権利擁護】

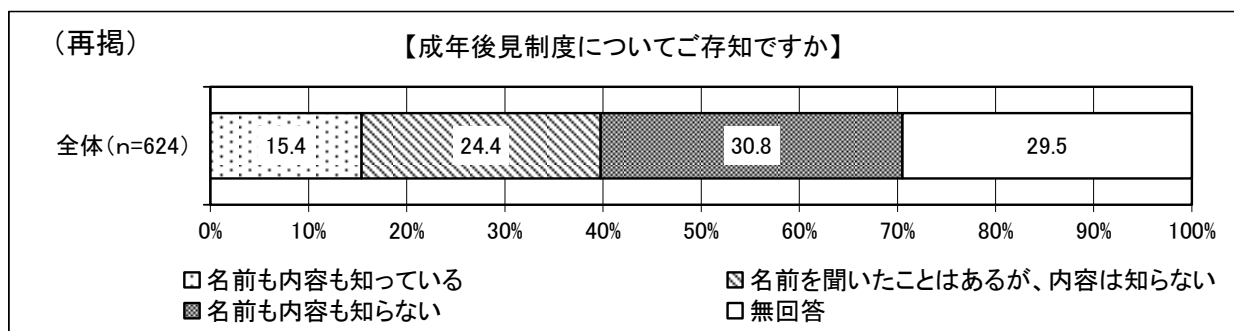
障がいのある人に対する差別を解消し、権利を擁護する取組を推進します。

評価指標	現状値	目標
【アンケート】差別や嫌な思いをする（した）ことがない障がいのある人の割合	56.3%	60.0%
【アンケート】日常生活や地域で障がいのある人に対する差別・偏見などを感じたことがない市民の割合	30.5%	33.0%
【アンケート】成年後見制度について名前も内容も知っている障がいのある人の割合	15.4%	18.0%

1 権利擁護の推進

アンケートでは、成年後見制度¹について「名前も内容も知っている」と回答した障がいのある人の割合は15.4%にとどまっています。

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談等障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の確立に努めます。



施策・事業名	今後の方向性
権利擁護体制の整備	<p>◆成年後見制度等を活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。</p> <p>◆成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、中核機関の設置等について検討します。</p>

2 障がい者の虐待防止

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）²」が施行されました。

¹ 成年後見制度：知的障がい害、精神障がい、認知症が原因で判断能力が十分ではないと判断された人に対し、本人の権利を守る援助者を法的に選任し、本人に代わり財産管理や契約等の法律行為に関することを行う制度。

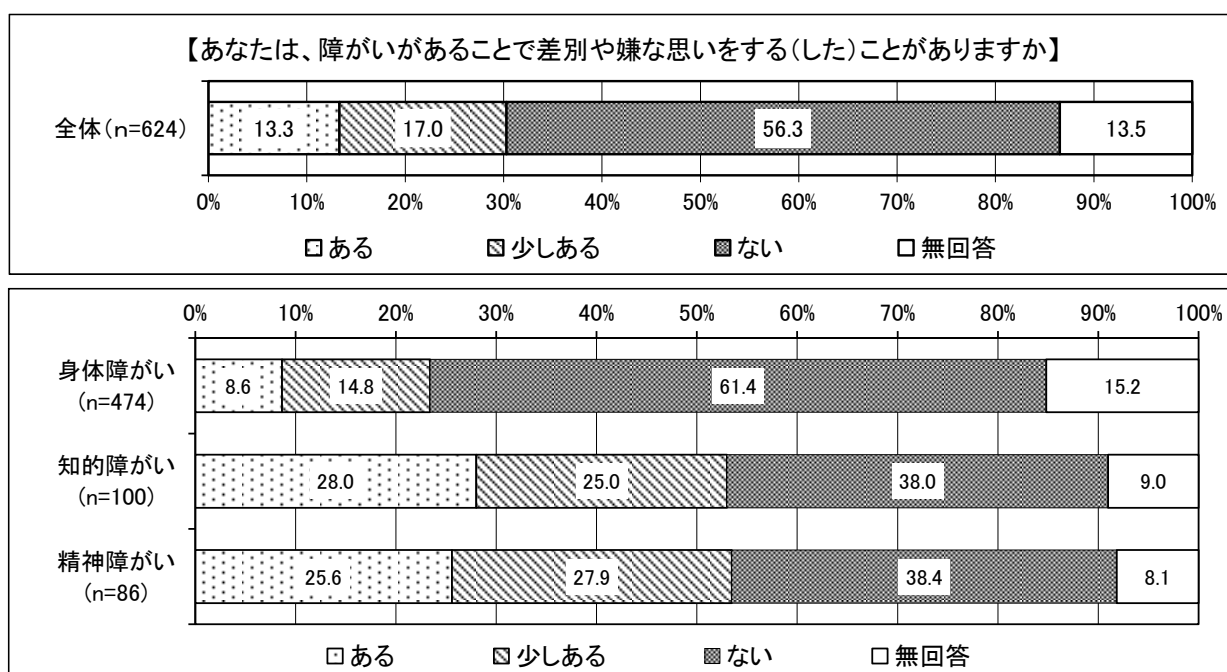
² 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

本市では「障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行う等、障がい者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待に対する取組とも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めています。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。

障がいのある人で、差別や嫌な思いをしたことが「ある」人は13.3%、「少しある」は17.0%であり、障がい種別に見ると、知的障がいのある人や精神障がいのある人の「ある」は比率が高くなっています。

障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識することが重要であり、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。



施策・事業名	今後の方向性
障害者虐待防止対策の実施	◆障がいのある人への虐待を防止するため、障害者虐待防止センターにおいて、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の相談及び助言等を行うとともに普及啓発に努め、虐待防止体制の充実を図ります。
障害児虐待防止対策の実施	◆障がいのある児童の虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会の開催により、各関係機関が連携し、虐待の未然防止に努めます。また、虐待発生時には、児童相談所とともに、通告の窓口となり、虐待を受けた障がいのある児童の保護を行います。

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進

【教育・育成】



保健、医療、福祉、教育等が連携し、適切な相談及び情報の提供を図ることにより、子どもの年齢や発達状況に応じた教育に早期に取り組めるよう教育環境等の整備を推進します。また、障がいの有無にかかわらず、互いを認め、個性を尊重することができる交流教育を推進します。

評価指標	現状値	目標
【アンケート】障がいのある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを最も強く感じるのは「教育の機会」と回答する市民の割合（P27 参照）	32.1%	30.0%

1 早期教育の充実

(1) 就学指導、教育相談の充実

平成26年と令和2年とを比較すると、子どもの人数は減少していますが、市内小中学校の特別支援学級在籍者の人数は増加しています。

特別な配慮を必要とする子どもの療育を効果的に行うためには、保護者への情報提供を充実させ、年齢や発達状況等に応じた専門的な対応が必要です。検診や発達相談事業を通し、相談・指導の充実を図ることで、それらに対する早期発見、早期対応が可能となります。さらには、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、適正な就学指導に努めます。

◇高萩市内小中学校在籍者数（各年5月1日現在）

(単位：人)

	平成26年		令和2年	
	市内全体	うち支援学級在籍者	市内全体	うち支援学級在籍者
小学校	1,360	36	1,212	63
中学校	781	15	602	22
計	2,141	51	1,814	85

◇特別支援学校別在学者数（令和2年5月1日現在）

(単位：人)

	北茨城特別支援学校	水戸高等特別支援学校	県立水戸聾学校	県立盲学校
小学部	10	—	0	0
中学部	8	—	0	0
高等部	23	6	1	0
合計	41	6	1	0

施策・事業名	今後の方向性
早期教育と教育相談の充実	<p>◆未就学児連絡会や要保護児童対策地域協議会等において、市行政機関、教育委員会、市内の幼稚園や保育園、特別支援学校等で情報を共有し、適切な支援策についての検討、共通理解等を図り、適正な就学につなげます。</p> <p>◆特別な配慮を必要とする就学前の幼児に対し、介助員の配置や関係機関の連携強化等により、個人の状況に応じて早期に適切な支援を行います。また、療育機関の整備を図ります。</p>

(2) 指導内容の充実

特別な配慮を必要とする園児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、支援が必要な園児・児童・生徒の早期発見に努めるとともに、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な指導をめざします。また、研修会や交流会等により、特別な配慮を必要とする園児・児童・生徒に対する指導内容の充実を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
教育・指導内容の充実	<p>◆各幼稚園・小中学校の特別支援担当教員や生活指導員兼介助員等の研修会等により、教育・指導内容の充実を図るとともに、高等学校との連携強化に努めます。</p> <p>◆ことばの教室において、言葉の遅れ等がある幼児・児童を対象に、問題の改善・克服に必要な技能を身に付ける指導を行うとともに、通級が必要な園児・児童の早期発見に努めます。</p>

2 特別支援教育の推進

特別な配慮を必要とする児童を受け入れる学校の体制等の整備や、障がいの特性に応じた特別支援教育指導の向上を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
特別支援教育の推進	<p>◆児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育が受けられるよう、校内教育支援委員会や、特別支援教育コーディネーター等により関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>◆特別支援教育コーディネーターの専門性のスキルアップを図ります。</p>
担当教員の資質の向上	<p>◆特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。</p>

3 交流教育の推進

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒と一緒に活動することは、お互いのふれあいを通じて、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを互いに学ぶ機会となります。共生社会の形成を目指し、児童・生徒たち、あるいは地域社会の人たちとが、共に活動する機会や共に学ぶ機会（インクルーシブ教育）を充実していくことが求められます。

施策・事業名	今後の方向性
小・中学校児童・生徒や地域との交流促進	<ul style="list-style-type: none">◆小中学校と特別支援学校との、学校間の交流の機会を創出し、児童・生徒相互の理解が図られるように努めます。◆障がいについての理解と認識を深めるために、近隣の福祉施設と小・中学校及び高等学校の児童・生徒との交流を図ります。◆福祉施設等における児童・生徒や地域住民との交流事業を支援・推進するとともに、福祉施設入所者を学校に招いての交流を推進します。

基本目標4 生きがいを持った暮らしの推進



【雇用・就労】

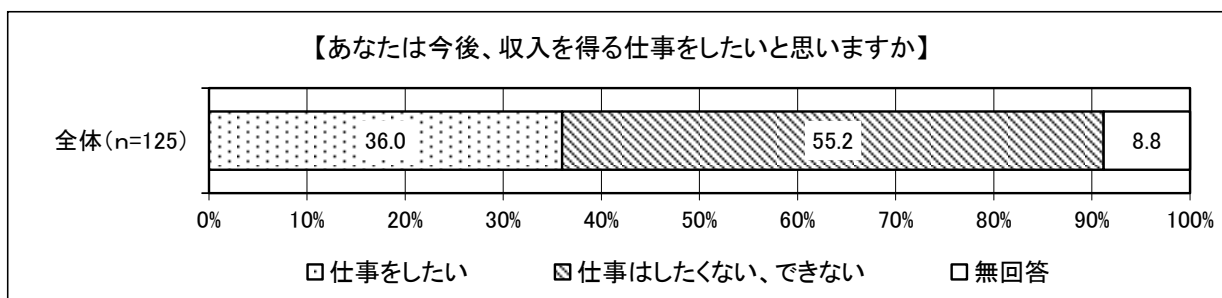
就労を希望する障がいのある人が、その適性に応じた能力を十分に発揮することができるよう、就労及び就労定着に向けた支援に取り組むとともに、多様な就業機会の確保に向けて障がいのある人の雇用に関する職場の理解・啓発の促進を図ります。

評価指標	現状値	目標
【実績】雇用対策協定（高萩市・北茨城市・高萩市商工会・北茨城市商工会・茨城労務局）に基づく障害者就職面接会の実施	年2回	継続

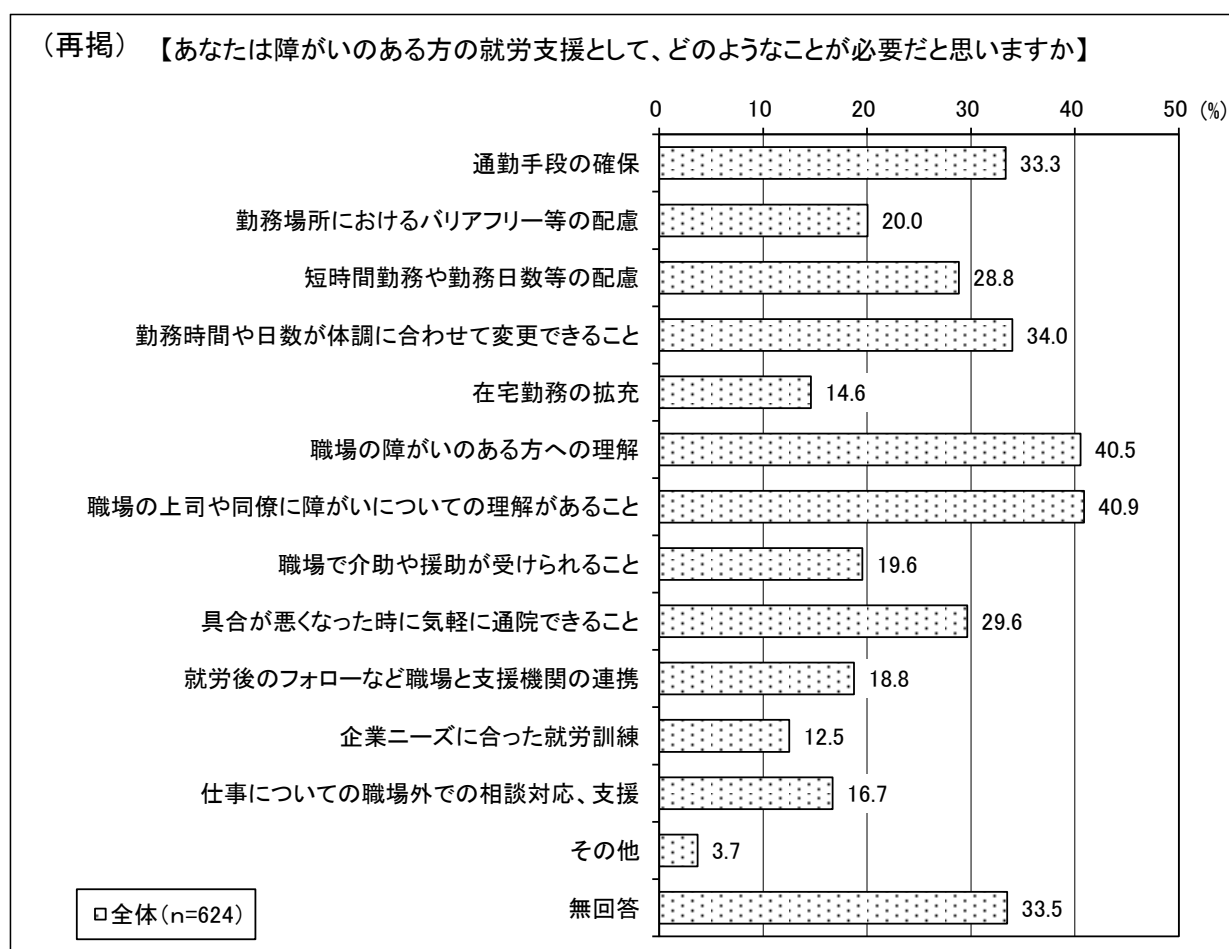
1 雇用・就労の促進

障がいのある人が適正と能力を発揮して就業することは、経済的に自立することと同時に、自身の活動の場を広げることにもつながり、地域社会で自立した生活を送るうえで大変重要です。障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労環境はまだまだ厳しいのが現状です。

アンケートでは、就労していない18歳～64歳の障がいのある人で、今後、収入を得る「仕事をしたい」との回答は36.0%となっています。また、就労支援として必要と思われるものは「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」（40.9%）や「職場の障がいのある方への理解の促進」（40.5%）が高い比率となっています。



※就労していない18～64歳の方のみ回答



このため、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の意義の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、雇用・就業を支援する必要があります。また、障がいにより就業が困難な人については、日中活動の場を提供する必要があります。

障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（第38条等）において、民間企業や官公庁を問わず障がいのある人を雇用する義務が課せられており、一定の規模の企業、法人等は、次の雇用率以上の割合で障がいのある人（身体障がいのある人及び知的障がいのある人）を雇用しなければならないこととされています。

◇法定雇用率（「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて決められた障害者の雇用率）

区 分	平成30年4月から	令和3年4月までに
一般の民間企業 (常用労働者数45.5人以上規模の企業※)	2.2%	2.3%
特殊法人等 (常用労働者数40.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人※)	2.5%	2.6%
国、地方公共団体 (職員数40.0以上の機関※)	2.5%	2.6%
ただし、都道府県等の教育委員会 (職員数42.0人以上の機関※)	2.4%	2.5%

※法定雇用率が段階的に引き上げられることに伴い、法定雇用率の対象となる企業等の従業員規模も引き下げられ、対象が拡大される予定です。法定雇用率が2.3%になった場合は43.5人以上に拡大されます。

第3期高萩市障害者計画

◇高萩市における障がいのある人の雇用の推移（各年6月1日現在）

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
民間企業	41.0	39.0	40.0	40.0	44.0	53.5
公共団体	7.0	6.0	7.5	6.5	7.5	7.0
計	48.0	45.0	47.5	46.5	51.5	60.5

資料提供：ハローワーク高萩

◇雇用率の推移（各年6月1日現在）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
企業数（社）	44	42	43	45	49	52	
うち法定雇用率達成 企業の数（社）	29	30	31	31	32	36	
法定雇用率の達成 企業の割合（%）	65.9	71.4	72.1	68.9	65.3	69.2	
雇 用 率	高萩市内（%）	1.46	1.72	1.77	1.80	1.77	1.91
	高萩公共職業安定所 管内（%）	1.81	2.00	2.00	2.02	2.03	2.27
	茨城県内（%）	1.75	1.83	1.90	1.97	2.07	2.14

資料提供：ハローワーク高萩

◇障がいのある人の雇用状況（令和元年6月1日現在）

	企業数 （社）	算定の基礎と なる労働者数 （人）	障がい者数 （人）	雇用率 （%）	雇用率達成 企業数 （社）	達成率 （%）
全国	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48,898	48.0
茨城県	1,609	286,164.0	6,118.5	2.14	811	50.4
ハローワーク 高萩管内	52	7,402.5	168.0	2.27	36	69.2

資料提供：ハローワーク高萩

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

平成30年11月に北茨城市・高萩市・北茨城市商工会・高萩市商工会と茨城労働局との間で「雇用対策協定」を締結し、求人情報の提供等安定した雇用に努めています。

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、「雇用対策協定」や公共職業安定所と連携し、「事業主が、障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の促進に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人の就労促進のため、雇用対策協定に基づく障害者就職面接会等、就労相談や就労情報の提供を推進します。 ◆ハローワーク等関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。 ◆障がいがあり、ひとり親である人が就労を希望する場合は、ハローワークと市の協定事業に基づいて、就職の促進を図ります。
雇用・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者就業・生活支援センター等に配置されたジョブコーチ¹等の人的支援に関する情報提供を行い、利用の促進に努めます。 ◆就労を希望する障がいのある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労移行支援」を推進します。

2 福祉的就労の促進

一般企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図る必要があります。

施策・事業名	今後の方向性
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練等を行うため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。 ◆一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会や生産活動、その他の活動機会を提供すると共に、知識や能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労継続支援」を推進します。

¹ ジョブコーチ：障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣される等、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

基本目標5 心豊かな暮らしの推進

【芸術・スポーツ】



心豊かな暮らしを推進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を拡充し、障がいのある人の社会参加を促進します。

評価指標	現状値	目標
【実績】子ども作品展への特別支援学校の作品出展	年1回	継続
【実績】文化祭への特別支援学校、社会福祉・介護保健施設の作品出展	年1回	継続

1 文化活動への参加の促進

文化活動等による交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。本市では「障がい者の集い」を毎年開催し、市内の障害福祉サービス事業所利用者等による作文や歌の発表、創作物の展示・販売等により交流を深めています。

障がいの種別を越えた連帯やささまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るための整備に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種の催しにおいて、手話通訳者等の配置や車いすスペースの確保等、障がいのある人に配慮した運営を、主催者等に呼びかけます。 ◆「障がい者の集い」等、障がいのある人の発表や作品展示の機会を充実させます。また、県で実施しているイベントへの参加を積極的に推進します。 ◆図書館においては、大活字本やLLブック¹、点字の本のコーナーの設置・増冊を図り、誰もが読書に親しめる環境整備に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者スポーツだけではなく、障がいのある人が、障がいのない人と共に行うスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆「茨城県障害者スポーツ大会」等、各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◆「全国障害者スポーツ大会」等の全国大会参加者に対して支援を行います。 ◆障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

¹ LLブック：知的障がいのある人等読むことが苦手な人のために、わかりやすい文章や絵記号、イラスト、写真等を使って読みやすいように工夫して作られた本。

基本目標6 健康で生き生きとした暮らしの推進

【保健・医療】



障がいのある人が地域で健康に生き生きと暮らし続けるために、保健・医療・福祉等の機関が連携し、健康の保持・増進、治療に関する施策を推進します。さらに、精神障がいのある人の地域移行にあたり、地域住民と地域の関係機関等が連携した支援体制の拡充に取り組みます。

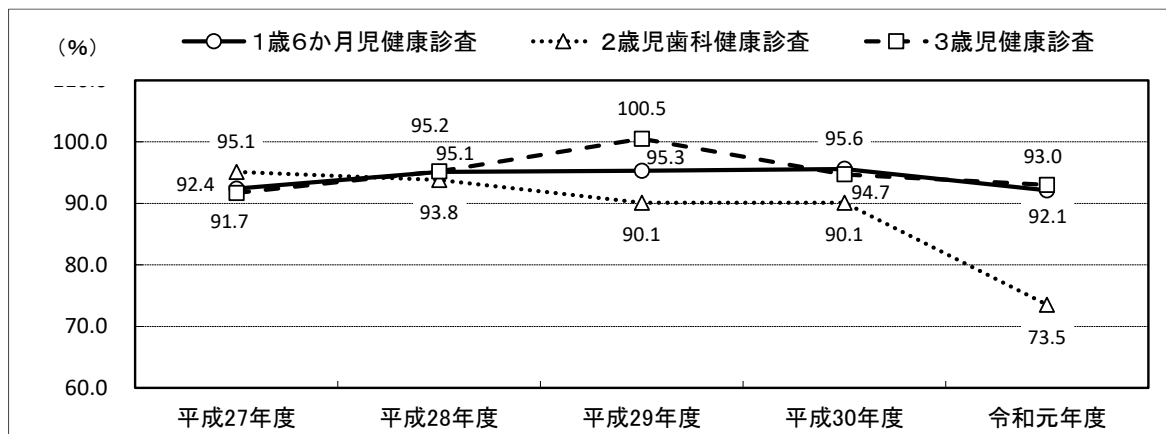
評価指標	現状値	目標
【実績】1歳6か月児健康診査受診率	92.1%	97.0%
【実績】3歳児健康診査受診率	93.0%	95.0%
【実績】精神デイケアの実施	実施	継続

1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療

◇幼児健康診断の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1歳6か月児健康診査	92.4%	95.1%	95.3%	95.6%	92.1%
2歳児歯科健康診査	95.1%	93.8%	90.1%	90.1%	73.5%
3歳児健康診査	91.7%	95.2%	100.5%	94.7%	93.0%

資料提供：健康づくり課



(1) 母子保健事業の充実

令和2年4月に「高萩市子育て世代包括支援センターすくすく」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談と支援に取り組んでいます。

引き続き、妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るとともに、近年増えている育児不安を抱えた母親への相談・支援等、母子保健の充実に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
妊産婦・乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。 ◆乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消等を図るため、「幼児健診」やフォロー教室としての「すこやかランド」、小児神経専門医が診察を行う「すこやか健診」において保健師等が相談支援を行います。 ◆「高萩市子育て世代包括支援センターすくすく」を中心に、妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業の充実を図り、適正な支援につなげます。

(2) 生活習慣予防事業の充実

生活習慣病予防教室の開催や各種健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防を推進していきます。また、生活習慣病や疾病による後遺障がいを予防するため、適切な生活習慣をとおして自ら健康管理ができるよう支援します。

施策・事業名	今後の方向性
健康相談・健康教育の充実	◆健康への意識を高め、健康増進を図ることを目的に、保健推進員と協力し、地域ぐるみの健康教育や学校と連携した保健教育を行います。

(3) 精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

施策・事業名	今後の方向性
精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆保健所、市、医療機関、地域活動支援センター、グループホーム、入所施設等、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活等についての相談体制を充実させ、障害福祉サービスや介護保険事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、精神障がいのある人の社会復帰や自立生活の促進に努めます。 ◆自立支援協議会を、目標設定及び評価についての協議の場として位置づけます。

(4) 難病対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要すること等から、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実等、保健・医療・福祉が連携し患者・家族の生活の質の向上のための各種支援事業の充実を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
日立保健所難病対策 地域協議会	◆関係機関等が相互に連携を図ることにより情報を共有・協議し、地域の実情に応じた難病患者及びその家族への支援体制の整備を図ります。

2 医療の充実

(1) 医療の充実

障がいのある人が安心して治療を受けられるように、地域医療体制の充実を図ります。

また、統合失調症やうつ病等の精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合に医療費の負担が多くなることがあります。必要な医療を継続していけるよう医療費の助成を行います。

施策・事業名	今後の方向性
地域医療体制の充実	◆障がいのある人が安心して治療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。
医療費の助成	◆障がいのある人が安心して治療を受けられるよう、国や県と連携して医療費の自己負担分を助成します。 【各種制度】 ・医療福祉費支給制度 ・自立支援医療費助成制度（育成医療、更生医療、精神通院医療） ◆広報誌や窓口等を通じて、各種医療費助成制度の周知を図ります。

基本目標7 自立した生活を支援する福祉の充実
【生活支援】



障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した生活を送れるよう障害福祉サービス等の拡充に努めます。

評価指標	現状値	目標
【実績】相談支援事業所の増設	4か所	5か所

1 生活支援体制の整備

(1) 福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本理念は、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものであることから、これに基づき、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように障害福祉サービスの見込量を的確に把握しながら、提供事業者との連携及び事業者の新規参入を促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。

事業名	事業内容
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)の充実	◆障がいの状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。
日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等)の充実	◆障がいのある人の地域における日中活動の場となる各サービスの利用支援に努めます。 ◆一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めます。
居住系サービス(入所施設、グループホーム等)の充実	◆障がいの状況に応じた住まいの確保に努めます。
障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の充実	◆障がいのある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障がいの状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 福祉機器の利用促進

福祉機器は障がいのある人の身体能力を向上させ、社会的活動を容易にし、また介護者の負担を軽くします。市では、補装具費の支給及び日常生活用具の給付・貸与を行っています。

これらの事業を周知し内容を充実させると共に、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

事業名	事業内容
補装具費の支給	◆身体に障がいのある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするための補装具費の支給します。
日常生活用具の給付	◆在宅で重度の障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽等の日常生活用具の給付を行います。
身体障害者巡回医療相談	◆障がいの状況や地理的理由により、茨城県福祉相談センターに行くことが難しい身体に障がいのある人のために、巡回相談日を設けます。

2 生活の安定

(1) 相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己表現が困難な人に対する支援は、障がいのある人の意志をくみ取って、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し、相談窓口を充実させていきます。

施策・事業名	今後の方向性
相談窓口の充実	<p>◆福祉サービスの申請時における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。</p> <p>◆基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。</p> <p>◆精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を行い、体制の確立を目指します。</p> <p>◆児童発達支援センターの設置に向けた取組を進めます。</p>
相談支援の実施	<p>◆障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立等に必要な相談支援を実施します。</p> <p>◆家庭児童相談や子育て世代包括支援センター等においても、障がいも含めた相談・支援、サービスの紹介等に対応していきます。</p>

(2) 経済的な支援

障がいのある人やその保護者等を対象に、各種手当等や年金の支給、税の優遇措置等を行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

施策・事業名	今後の方向性
各種手当等の支給	<p>◆障がいのある人やその保護者等を対象に、各種手当等を支給します。</p> <p>【各種手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 心身障害児童福祉手当 ・ 難病患者見舞金 <p>◆難病患者見舞金を、特定疾患医療受給者証の交付対象者へ支給します。</p>
障害基礎年金制度	◆障害基礎年金等の制度の周知に努めます。

基本目標 8 安全で安心して暮らすことのできるまちの推進
【生活環境】



障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、住環境の整備と道路や公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関の整備等移動・交通対策を推進します。

評価指標	現状値	目標
【アンケート】障がいのある人が外出する時に困ると回答する以下の割合（P57 参照）		
・公共交通機関が少ない	27.6%	25.0%
・道路や駅に階段や段差が多い	19.8%	17.0%

1 福祉のまちづくりの推進

(1) バリアフリーの推進

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての人が分け隔てなく家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができるよう、施設のバリアフリー化を推進します。

施策・事業名	今後の方向性
公共的建築物のバリアフリー化	<p>◆不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、建築主に対する必要な指導及び助言等を行います。</p> <p>◆不特定多数が利用する公共建築物は、新築や大規模改修時において、障がい者用トイレや点字ブロックの設置に努めます。</p>
公園のバリアフリー化	<p>◆障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人とのふれあい・交流の機会（場）として利用できるよう施設の充実を図ります。</p> <p>◆障がいのある人も含め、誰もが遊びやすい公園である「インクルーシブパーク」¹への対応を図るため、先進事例等についての調査研究を行います。</p>

¹ インクルーシブパーク：障がいのある子もいない子も、大人も子どもも、みんなが肩を並べて一緒に遊べる公園。

(2) 住宅の整備

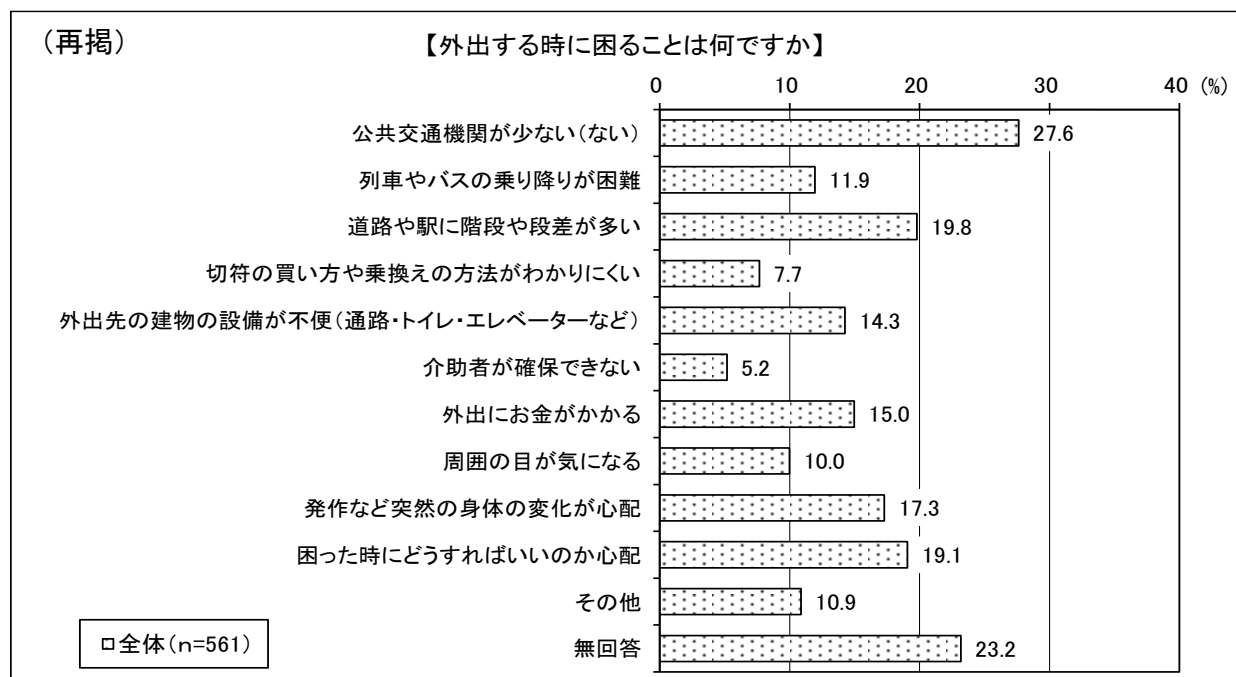
住まいは生活の基本であり、障がいの有無に関わらず誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。公営住宅におけるバリアフリー化や個人の状況に応じた住宅の改修等、誰もが自立した生活ができるよう住まいの整備に取り組みます。

施策・事業名	今後の方向性
市営住宅の整備	◆新設の市営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を整備します。
民間住宅の整備	◆重度の身体に障がいのある人の在宅生活を支援するため、住宅改修助成制度の利用促進を図ります。

2 移動・交通対策の推進

アンケートでは、障がいのある人が外出する時に困ることとして「公共交通機関が少ない(ない)」(27.6%)や「道路や駅に階段や段差が多い」(19.8%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(11.9%)等、公共交通機関に関する意見が上位にあげられています。

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくため、外出の機会は重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組みます。



施策・事業名	今後の方向性
公共交通機関の整備	◆交通事業者に働きかけ、ノンステップバス及び低床化されたバス車両の導入を促進します。 ◆障がいのある人が利用しやすい交通環境の構築(例:福祉バスとの連携等)に取り組みます。

第3期高萩市障害者計画

施策・事業名	今後の方向性
道路・歩道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全で快適に通行できる道路整備と道路の安全性を向上させる事業（道路拡幅、歩道整備工事等）を実施し、子どもや障がいのある人、高齢者等、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進します。 ◆障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみ出した商品、看板及び放置自転車等の除去をめざした啓発を推進します。 ◆いばらき身障者等用駐車場利用証¹の周知に努めます。 ◆身障者等用駐車場の確保を図ります。
タクシー料金の割引	<ul style="list-style-type: none"> ◆重度の障がいのある人が、通院や市役所等の公的機関に行くためにタクシーを利用する際、その利用料金の一部を助成します。 ◆市内のタクシー会社における手帳提示の料金割引を継続します。

¹ いばらき身障者等用駐車場利用証：ショッピングセンターや公共施設等にある身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障がい者や高齢者、難病患者、妊産婦の方等に対して、当該駐車場の利用証を発行する制度で、利用証は県内全域で利用可能となっている。

基本目標 9 防災、防犯等の推進

【防災・防犯等】



誰もが安心して地域生活を送るために、防災・防犯意識の高揚と発生予防対策を推進するとともに、災害発生時における適切な避難等を可能とする支援体制の拡充に努めます。

また、感染症に対しても、新しい生活様式のもと、適切な予防対策に取り組みます。

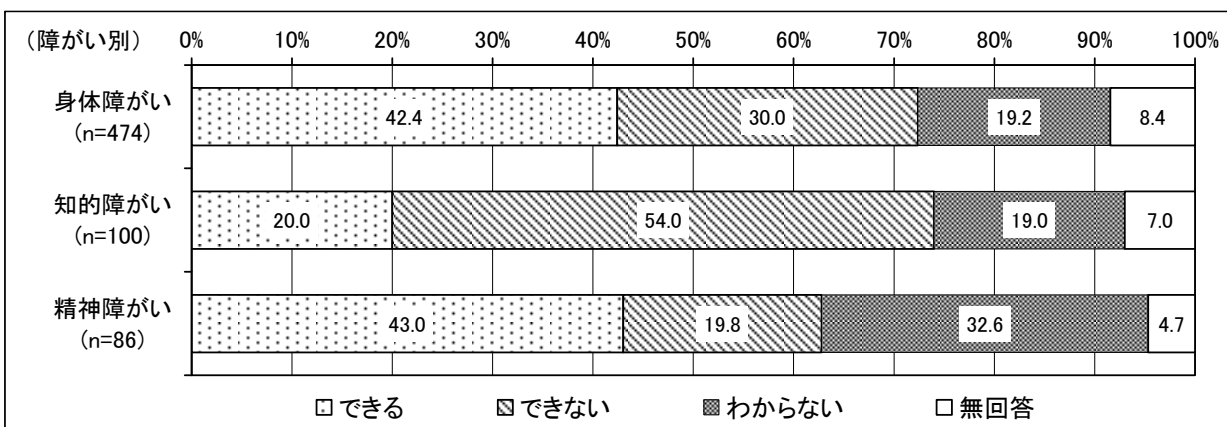
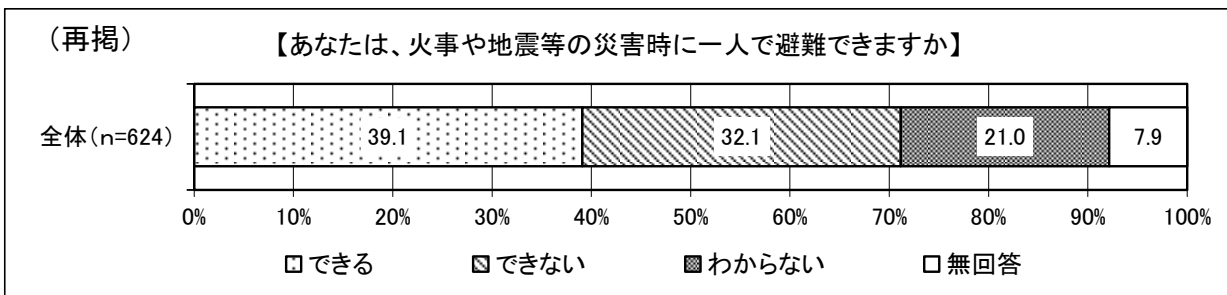
評価指標	現状値	目標
【アンケート】避難支援プラン個別計画を作成済みと回答した障がいのある人の割合	1.8%	50.0%

1 防災・防犯対策の推進

(1) 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人で、災害時に一人で避難することが「できる」人は39.1%で、「できない」人が32.1%となっており、特に知的障がいのある人は「できない」が54.0%と過半数を占めています。

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚をはかり、障がいのある人の状況、特性等にに応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。



第3期高萩市障害者計画

施策・事業名	今後の方向性
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人や支援者に防災意識を高めてもらうために作成した「防災のてびき～要配慮者と支援を必要とする人のために」の周知啓発に努めます。 ◆救急知識の普及・啓発のため、市民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。 ◆障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。 ◆災害時の避難に支援を必要とする障がいのある人を対象とする、避難支援プラン個別計画の作成について、作成体制等を検討し実施します。 ◆避難行動要支援者名簿を作成（毎年12月に更新）します。
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆講習会等を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪の抑止及び犯罪発生後に的確な対応ができるよう防犯カメラの設置・管理を拡充します。 ◆悪質商法等による障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制を強化します。 ◆障がいのある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談等の支援体制を充実します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障がいのある人を犯罪や災害から守るため、地域の防犯や防災のネットワークづくり、緊急時に対応した緊急通報システムの整備を推進します。

施策・事業名	今後の方向性
災害情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討して防災訓練を実施する等、体制整備を進めます。 ◆障がいのある人自身の災害対応能力に配慮し、緊急速報メール、SNSを活用した情報発信や、希望者への戸別受信機[*]の設置を進める等、情報伝達体制の確立に努めます。 ※津波浸水想定区域に居住する65歳以上の人のいる世帯及び障がいのある人のいる世帯に無償貸与しています。
緊急時の通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人が利用できる緊急通報システムについて周知に努め、設置を促進します。

2 感染症対策の実施

令和2年は新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日々の生活が大きく様変わりしました。こうした状況に備え、施設等においては、施設の実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者及び職員が安心して生活・就労できる環境を整えることが求められます。

施策・事業名	今後の方向性
感染症対策の実施	◆県や周辺市町村、関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携し、非常時における対応について平常時から検討していくよう努めます。

